平成２６年（フ）第５０３９号
大阪市平野区長吉六反４丁目６番44号
債務者　オークス株式会社
代表者代表取締役　辻岡　和博
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７９号
大阪府門真市四宮４丁目３番31号
債務者　新開海陸運送株式会社
代表者代表清算人　森田　矩夫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目１番15―404号
債務者　有限会社イー・ポリマー
代表者取締役　孫田　實
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５３号
埼玉県川口市大字石神243番地の１
債務者　有限会社アンドーダイアモンドインク
代表者取締役　安藤　倫紹
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
長野市松代温泉180番地
債務者　有限会社ア・アリアンサ
代表者取締役　中村　公夫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉美知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１２９号
大阪府八尾市西高安町１丁目83番地の１
債務者　有限会社中央精工
代表者代表取締役　内山　　央
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８８号
堺市堺区神石市之町４番21号
債務者　株式会社大栄建設
代表者代表清算人　林　　町子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
福岡県行橋市大橋２丁目23―15　コーポＥＳＡ―102、商業登記簿上の本店所在地横浜市南区中島町１丁目13番地201号
債務者　株式会社エクセ商会
代表者代表取締役　佐藤　美枝
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　知裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
広島県庄原市東城町川西787番地の３
債務者　高原宅配有限会社
代表者清算人　吉岡　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午後３時
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５２７４号
大阪府豊中市寺内２―３―15　緑地公園サンプラザビル304号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区芝田２丁目６番30号梅田清和ビル５Ｆ
債務者　有限会社アン・リエルマリアージュ
代表者代表取締役　後藤　友俊
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川春菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０７号
名古屋市東区東桜２丁目13番９号板倉屋ビル401
債務者　株式会社アドバンスモア
代表者代表取締役　足達　浩史
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪井　陽典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市伊庭町2317番地
債務者　西川　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７０９号
仙台市太白区萩ケ丘10番８号
債務者　横田　麻子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
岡山市北区西之町８番９号
債務者　矢野　久人
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成27年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５号
長野県上田市中丸子1485―４　206号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市桜区西堀７丁目22番38号
債務者　関　　祐一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　平成27年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４９５号
岡山県和気郡和気町苦木593番地１
債務者　橋本　公臣
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部